

「東三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）（仮称）豊橋田原ごみ処理施設

整備事業に係る都市計画構想段階評価書の案」についての意見募集結果

1. パブリックコメントの概要

- (1) 意見募集期間 平成 26 年 11 月 19 日（水）～12 月 18 日（木）
- (2) 意見提出者数 個人 1 人 団体 1 団体
- (3) 意見件数 15 件（持参 8、FAX7）

2. 評価書の案についての意見書の提出状況

構想段階評価書の案を上記の期間において縦覧し、意見書提出期限までに提出された都市計画の見地からの意見書は計 2 通（15 件）であり、その意見書に記載された意見の分類は、表 1 に示すとおりである。

表 1 構想段階評価書の案についての意見書の意見の分類

分 類	意見数
第 1 章 都市計画配慮書対象事業・都市計画決定権者の名称	0
第 2 章 都市計画配慮書対象事業の目的及び内容	2
第 3 章 都市計画配慮書対象事業想定区域及びその周囲の概況	1
第 4 章 都市計画における評価項目及び評価の手法	0
第 5 章 評価の結果	4
第 6 章 総合評価	2
第 7 章 構想段階評価書に関する業務を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	0
その他の事項	6
合 計	15

3. 構想段階評価書の案についての意見の概要及び見解

構想段階評価書の案についての都市計画の見地からの意見の概要及び都市計画決定権者の見解は、表2(1)～(2)に示すとおりである。

表2(1) 構想段階評価書の案についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
第2章 都市計画配慮書対象事業の目的及び内容		
1	P15 複数案の設定 今回の構想段階評価書の案の中に、田原市は入っていないが、広大な用地もあることから、複数案の一つとして入れてはどうか。	『豊橋田原ごみ処理広域化計画(平成26年3月)』(以下「広域化計画」という。)において施設の設置場所については田原市内に設置する案を含めて検討を行った結果、豊橋市資源化センター周辺としました。本評価書ではこの計画に基づいて場所の複数案を設定しております。
2	P15 複数案の設定 中島処理場内でも整備可能であり、田原市から出るゴミ運搬時間も多少は短縮されると同時に環境保全(排気ガス問題)にも大きく貢献するものと思慮する。	
第3章 配慮書対象事業想定区域及びその周囲の概況		
3	P47 水質 水質調査について、浜田川(佐久良橋)のBODが基準値を上回っているとあるが、本来は資源化センターの下、比留茂川を調べるべきではないか?	既存施設の豊橋市資源化センターの排水は埋設管を通し浜田川へ放流しているため、浜田川を調査しております。
第5章 評価の結果		
4	P136 農林漁業との健全な調和 「現況土地利用において農地ですが、いずれの案も農業との健全な調和が図られる評価できます」とあるが、農地が減ることについて農業との健全な調和が図られるのか。	現況土地利用は農地であることを踏まえ、事業計画において周辺農地に配慮した施設整備を検討することで、農業との健全な調和を図ることができると評価しています。
5	P139 近接する居住地区・公益施設への影響 近接する居住地区・公益施設への影響は同程度と考えるとあるが西案・北案では施設全体が高所になり「圧迫感」を感じ当然周辺の土地評価額も下がることになり影響が出ることが予測される。	本評価書においては居住地区・公益施設との離隔により評価しております。なお、今後、事業計画を推進するにあたってご意見を参考にさせていただき、建物の位置や配置、形状などについて検討してまいります。
6	P171 評価結果 仰角(景観)の評価については、角度ではなく、メートルで表現すると、既存施設よりどれだけ高くなるのか分かりやすくなる。	対象物の見え方は、眺望点との距離や眺望点を基準とした高さによって異なるため、仰角で評価しております。 各案の地盤高を含めた高さの違いはP.169表5-2-14に記載しています。

表 2(2) 構想段階評価書の案についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
7	P171 評価結果 煙突だけでなく建屋本体がそびえ立つことになり「圧迫感」が相当生じることが予想される。	今後、事業計画を推進するにあたってご意見を参考にさせていただき、建物の位置、配置、形状などについて検討してまいります。
第6章 総合評価		
8	P174 総合評価 総合評価 表の下 ◎、○ の説明が間違っているのではないか？	構想段階評価書（本編）P. 174 欄外の記載のとおりです。
9	P174 総合評価 構想段階評価書の案は、いろんな評価項目があるが現在の資源化センターを中心とした近いところの北案と東案を念頭においた数値となっている。	広域化計画で施設の設置場所は、豊橋市資源化センター周辺と計画しており、本評価書はこの計画に基づいて豊橋市資源化センター周辺での3案を評価しております。
その他の事項		
10	構想段階評価書の案の公表にあたり地元住民に対する配慮がないと思う。是非、市側から資料を配布して説明会を開いて欲しい。	構想段階評価書の案については、早期の段階から住民等の意見の反映を図る方法として、パブリックコメントを行いました。事業計画の進捗に合わせて説明会を行ってまいります。
11	構想段階評価書の案の位置の複数案には、突然、何の説明もない東案が含まれている。	広域化計画で施設の設置場所については田原市内に設置する案を含めて検討を行った結果、豊橋市資源化センター周辺としました。本評価書ではこの計画に基づいて場所の複数案を設定しております。
12	田原市のゴミを受け入れ、単にゴミを焼却する施設建設のみであり、また老朽化した施設の更新のみであり夢もない。	今回の施設整備はごみ処理の広域化を推進し、ごみを適正に処理することを目的としております。
13	構想段階評価書の案は、現在の「資源化センター」が設置された経緯を掌握した上での評価となっているとは言いがたい。	構想段階評価書は、新施設整備にあたり構想段階の案について都市計画の観点から検討を行ったものです。
14	構想段階評価書の案の中に病虫害の対策や、資源化センター敷地内の松の木が道路に及ぼす影響について対策の記述はどこにも見当たらない。	
15	七根 I C から一ノ沢交差点までの、通学路を含めた一括拡幅を考慮した対応が必要と考える。	一ノ沢交差点付近の道路整備について検討を進めています。